

令和4年度 各務原市学校人権教育の基本方針

《基本方針》

人権教育は、人間尊重の精神を基盤として、人と人との間に存在する偏見や差別の解消を目指す教育であり、学校においては、全教育活動を通して、全職員による協力体制のもとで意図的・計画的に推進されるべきものである。この目標達成のためには、教職員一人一人が人権教育について正しい認識と理解を深め、人権教育の今日的課題を踏まえながら、日常的に問題意識と実践意欲をもって指導がなされるようにしていくことが大切である。

こうした立場から、本年度の基本方針を次のように設定した。

- ◎教職員一人一人が人権教育についての正しい認識と理解を深め、確かな人権感覚を身に付ける。
- ◎人権教育は、これまでの実践を踏まえ、同和問題をはじめとする様々な人権問題に対する認識力・自己啓発力・行動力を育成し、確かな人権感覚が身に付くよう、意図的・計画的に全校体制で指導する。
- ◎[自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること]ができるようになり、それが、様々な場面で具体的な態度や行動に現れるように指導する。

【人権教育において身に付けたい三つの力】

- < 認 識 力 > 身近な生活の中にある不合理なことや差別事象をとらえたり、見抜いたりすることができる力
- < 自己啓発力 > 生活を振り返り、自己の心の中にある偏見や差別的な見方や考え方を改めようとする力
- < 行 動 力 > 日常生活の中の人と人とのかかわりにおける差別事象に対して、正しく行動することができる力

《重点・方途》

- 1 指導計画の改善と指導の充実(コロナ・ハラスメント防止の実践継続、インターネット等による人権侵害など)
 - (1) 児童生徒の生活意識や発達の段階、地域の実態を踏まえて、全教育活動のどこでどんな力を育てていくのかを明確にし、指導計画の工夫・改善を図る。
 - (2) 職員会、学年会、教科部会等において、児童生徒の具体的な事実を通して偏見や差別を解消するための指導の在り方を究明し指導に生かす。
 - (3) 自己的人権を守り他の人の人権を守るための実践的な行動が取れるように、地域をはじめとした多様な教育資源やICTを活用したり、体験的な活動を取り入れたりする等の工夫をする。
- 2 自校の人権教育の現状に即した研修の充実
 - (1) 全職員が人権教育についての正しい認識と理解を深め、確かな人権感覚を身に付ける。
 - (2) 具体的な研修計画を立て、それに基づいた研修に努める。
 - (ア) 日常の実践事例や具体的な研究授業を通じた研修
 - (イ) 資料や講話等による啓発的な研修
- 3 人権教育推進体制の強化
 - (1) 学校の人権教育推進組織及び人権教育主任は、リーダーシップを発揮し人権教育の目標の設定、指導計画の作成や効果的な教材の選定・開発などの取組を組織的・継続的に行う。
 - (2) 講演会や研究会等、校外における研修・研究内容についても、報告会を位置付けたり、資料を配布したりするなど全職員への共通理解を確実に図る。
 - (3) 実践的な取組事例について学校間で共有し、各校の人権教育の推進に活用する。
- 4 家庭・地域社会との連携・啓発及び学校種間の連携
 - (1) 学校運営協議会等の関係機関、社会教育、諸団体との連携を深める。
 - (2) 「ひびきあい活動」を通して、人権教育に対する願いを家庭・地域と共有していくことができるように学校の取組を公表したり、保護者や地域の人たちの授業参観などを位置付けたりして、連携と啓発の充実を図る。
 - (3) 幼・保・小・中・高等学校、特別支援学校間の一層の連携に努める。

※参考:令和4~6年度 人権教育総合推進地域事業 川島中学校区